

伊万里市 中小企業・小規模企業振興条例

伊万里市では、中小企業・小規模企業を取り巻く経済的、社会的変化等を踏まえ、伊万里市中小企業・小規模企業振興条例を平成30年9月に制定しました。

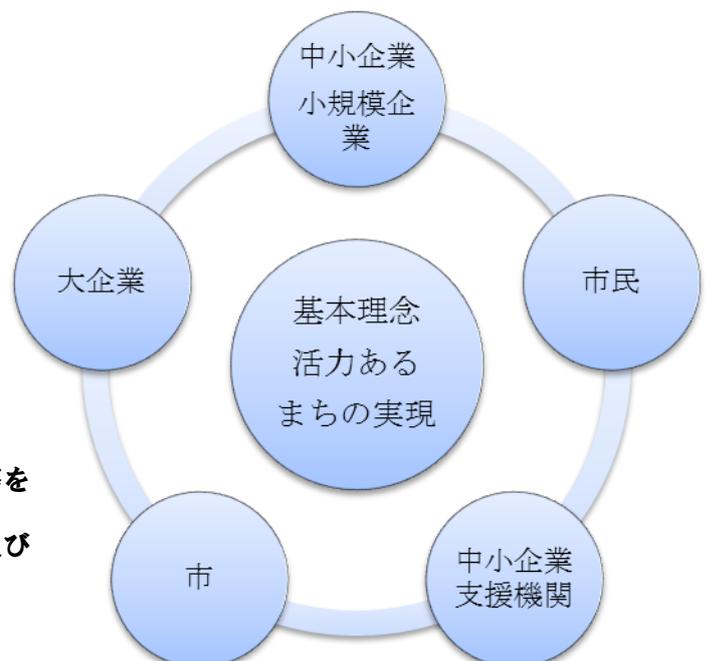
本条例により、行政、市民、企業、関係団体等が、中小企業・小規模企業が果たす役割の重要性について共通の認識を持ち、地域社会全体で中小企業・小規模企業の持続的な事業活動を支援し、地域経済の好循環を目指します。



(基本方針)

市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講じるものとします。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営革新、創業、円滑な事業承継
その他創造的な事業活動を促進する。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の経営資源の確保の
円滑化を図り、中小企業・小規模企業の経済的
社会的環境の変化への対応を促進する。
- (3) 中小企業者及び小規模企業者の円滑な
資金調達等を支援し、中小企業・小規模企業の
経営基盤の強化を図る。
- (4) 中小企業者及び小規模企業者の労働環境の整備等を
促進し、多様な事業活動を担う産業人材の確保及び
育成を図る。



頑張る中小企業・小規模企業を応援します！

[各主体の役割等（抜粋）]

市の責務（第5条）

市は、社会経済情勢の変化や中小企業者及び小規模企業者の実情に応じた実効性のある施策を総合的かつ計画的に推進し、実施するとともに、国等との連携及び協力に努め、必要に応じて国等に対し施策の充実及び改善の要請を行います。

中小企業者及び小規模企業者の努力（第6条）

中小企業者及び小規模企業者は、社会経済情勢の変化に応じ、経営基盤の強化、新事業の展開、雇用機会の確保、労働条件の改善、人材の育成及び福利厚生の実施に努めるとともに、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会と協働して、地域の発展に積極的に取り組むよう努めるものとします。

中小企業支援機関の役割（第7条）

中小企業支援機関は、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上並びに創業及び円滑な事業承継の促進を図る取組を積極的に支援するとともに、中小企業者及び小規模企業者の幅広い需要に対応し、支援の高度化を図るため、必要な能力を積極的に修得するよう努めるものとします。

大企業者の役割（第8条）

大企業者は、中小企業・小規模企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者及び小規模企業者との連携を図るとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとします。

市民の理解と協力（第9条）

市民は、中小企業者及び小規模企業者が地域の雇用を支え、市民生活の向上に寄与している重要性を理解し、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとします。

市内経済循環の促進（第11条）

市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注の機会の増大に努めるものとします。

中小企業者、小規模企業者及び大企業者は、その事業活動において原材料、物品等を調達する場合には、中小企業者及び小規模企業者の製品、サービス等の積極的な活用に努めるものとします。

市民は、中小企業者及び小規模企業者の製品、サービス等の積極的な利用に努めるものとします。

問合せ先

伊万里市役所 企業誘致・商工振興課 商工振興係

〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1

TEL: 0955-23-2184 (直通)